

特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、理事長が特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト(以下「本法人」という。)定款第54条の規定に基づき、本法人の組織及び運営等に関する基本原則を定める。

(加盟)

第2条 本法人は、長野県内の女子サッカーを牽引する団体として、社団法人長野県サッカー協会(以下「長野県サッカー協会」という)、公益財団法人日本サッカー協会(以下「日本サッカー協会」という。)並びに松本市サッカー協会に加盟する。

(遵守義務)

第3条 本法人の会員は、日本サッカー協会の寄附行為、基本規程及び本法人の定款、本規則及びこれに付随する諸規定を遵守する義務を負うものとする。

第2章 役員

(理事の選出)

第4条 役員は、別に定める規定に基づき総会において選出する。

第3章 組織

(設置等)

第5条 本法人の事業遂行のため、次の部会および事務局を置く。

- (1)事業部
- (2)チーム運営部
- (3)指導部
- (4)普及部
- (5)事務局

2 前項各号の部会の主たる業務は次のとおりとする。

- (1) 事業部
 - ①スポンサーに関すること。
 - ②広報に関すること。
 - ③新規事業に関すること。
 - ④他団体との協同に関すること。
- (2) チーム運営部
 - ①大会運営に関すること。
 - ②月度運営に関すること。
 - ③年度運営に関すること。
- (3) 指導部
 - ①選手育成指導に関すること。
- (4) 普及部
 - ①普及活動に関すること。
- (5) 事務局
 - ①各部会の企画運営に関すること。
 - ②理事会等本法人諸会議に関すること。
 - ③活動予算及び決算に関すること
 - ④定款及び諸規則に関すること。
 - ⑤広報に関すること。

3 第1項に規定する部会に含まれない業務の必要が生じた場合には理事会の議決に基づいて行うものとする。

4 部会を統括するため、ゼネラル・マネージャーを置く

(組織及び部員)

第6条 部会は、それぞれ部長及び部員をもって構成する。

- 2 部長は理事が就任する。
- 3 部員の任期は部長のそれと同じとする。

(部員の選出)

第7条 部長は別に定める規定に基づき部員を選出し、理事会の承認を受ける。

(部員の任務)

第8条 部員は事務会務の実施運営に当たる。

(部会の開催)

第9条 部会は随時必要に応じて開き、必要業務を遂行する。

附則

- 1 この規則は平成25年1月13日より施行する。
- 2 この規則は平成27年4月1日より施行する。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、次の各号を審議し、議決する。

- (1)事業報告
 - (2)活動決算報告
 - (3)監査報告
 - (4)事業計画
 - (5)活動予算計画
 - (6)定款の改廃
 - (7)役員を選任
 - (8)その他
- 2 役員は総会に出席し、総会の諮問に答えなければならない。
 - 3 18歳以下の会員の表決権は、定款第28条の規定のほか、保護者の同意を得ることとする。
 - 4 正会員の保護者は総会に出席し、正会員とともに表決できる。
 - 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員とその保護者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第11条 理事会は、次の各号を審議し承認する。また監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

- (1)総会へ提出する次の案件
 - ア 事業報告
 - イ 活動決算報告

- ウ 監査報告
- エ 事業計画
- オ 活動予算計画
- カ 定款の改廃
- キ その他

- (2)事業計画に基づく運営上の具体的事項の審議
- (3)理事会に付託された事項の審議
- (4)規則等の改廃
- (5)その他

第6章 資産及び会計

(運営経費)

第12条 本法人の運営経費は定款第38条で定めるものを充てる。

(資産の管理)

第13条 定款第40条に定める資産管理方法は次のとおりとする。

- (1)基本財産は、確実な銀行等の定期預金として保管する。
- (2)運用財産のうち、現金は確実な銀行等に預け入れる。
- (3)収支については、その都度伝票を起票し、会計帳簿等に記載する。

(監査)

第14条 本法人の会計は総会前に監査を受け、その結果を総会に報告し承認を受ける。

(標章)

第15条 本法人のロゴマークとエンブレムは本法人の標章とし、別紙図面のとおりにする。

(標章の使用制限)

第16条 本法人の表彰は、本法人の事前の承認を得ない限り記章その他の意匠として使用することはできない。
標章を意匠として使用することを希望する者は、本法人に対しその使用目的、図案、使用範囲及び製作個数を明記した承認申請書を提出し、理事会の承認をえなければならない。

(規則の改正)

第17条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は平成25年1月13日より施行する。
- 2 第12条第2項及び第13条の規定にかかわらず、既に設立されているものについては、その規定は、理事会の承認を得たものとする。

附 則

- 1 この規則は平成25年5月18日より施行する